

東京環境測定センターニュース

(No. 166号)

記事内容及び環境測定、分析に関する技術的御質問、お問い合わせについては、
技術営業部 五十嵐 TEL(03)3895-1924 に願います。

1. 水質汚濁防止法の一部改正 (続)

中央環境審議会にて水質汚濁防止法の一部改正に伴い、地下浸透水の浸透において有害物質の地下漏洩事例が多いことから、有害物質貯蔵に関する規制が強化されています。具体的には、次の3点となります。

- ①有害物質貯蔵指定施設等の設置者について当該施設の構造・設備・使用方法等についての届出義務及び構造等に関する基準の遵守義務が課せられます。
- ②基準遵守義務違反時に改善命令等を出すことができるようになりました(届出時に基準を満たしていない時には計画変更命令、既設で基準を満たしていない時には改善命令となります)。
- ③施設の定期点検と記録の保存義務が定められました。

対象は、水質汚濁防止法に定める有害物質を使用している特定施設はもちろんですが、これらの有害物質の貯蔵施設(有害物質貯蔵指定施設)についても新たに対象となります。なお、改正水質汚濁防止法では人の健康もしくは生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質として52項目が定められていますが、今回の対象はこのうち有害物質を使用または貯蔵する施設ですので注意が必要です。

今月は、以上です。

センター設備紹介 (Vol.22)

GC-2014(FTD) FTD付ガスクロマトグラフ



この装置は、燐及び窒素化合物等の分析に使用しています。この GC はセンター設備紹介 (Vol.13) でご紹介致しましたGC-2014 にFTD検出器(熱イオン化検出器)が付いています。加熱された雰囲気中にアルカリ金属塩を入れると、アルカリ金属の蒸気がイオン化されます。そこに燐や窒素の化合物が入るとアルカリ金属の熱イオンが増加します。FTD検出器は、その増加を検知する仕組みになっています。

オートサンプラーを装着可能で、液体試料の入ったバイアル瓶をセットすることにより、自動でGCに注入することもできます。注入された試料は、キャピラリーカラムで各成分に分離され、FTD検出器に導入されます。

